

(仮訳)

配布
一般

CAT/C/JPN/CO/1

2007年8月7日

原文：英語

拷問禁止委員会

第38回会期

ジュネーヴ 2007年4月30日～5月18日

条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査
拷問禁止委員会の結論及び勧告

日本

1. 委員会は、日本の初回報告（CAT/C/JPN/1）を、2007年5月9日及び10日に開催された第767回及び第769回会合（CAT/C/SR.767 及び CAT/C/SR.769）において審査し、同年5月16日及び18日に開催された第778回及び第779回会合（CAT/C/SR.778 及び CAT/C/SR.779）において、以下の結論及び勧告を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、日本の初回報告が提出されたこと及び建設的な対話を開始する機会を持てたことを歓迎する。特に、委員会は、委員会が出した数々の口頭質問に対する代表団による明確化及び説明に、謝意をもって留意する。また、委員会は、代表団が政府の様々な省庁の多数の代表者から成っていたことを歓迎する。この点、締約国が条約上の義務の履行を重視していることを表すものである。さらに、委員会は、報告審査における非政府組織の同席も歓迎する。

3. しかしながら、委員会は、本来2000年7月が提出期限であった報告が、5年以上遅延した後に提出されたことを遺憾とする。また、報告は、条約の規定が締約国内で実質的にいかに適用されているのかに関する情報が十分に網羅されていないことについては、初回報告作成に関する委員会の指針に完全には適合していないことに留意する。報告は、条約が規定する諸権利の実施に関して具体的事例や統計に裏付けられた分析を提供するというよりも、主に法令上の規定に限定されている。

B. 肯定的要素

4. 委員会は、日本が大多数の国際人権条約を批准していることを歓迎する。

5. また委員会は、以下の法令の成立を歓迎する：

a) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(2004年法律第73号)

b) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(2005年5月24日施行、2006年6月2日改正)(訳注：「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の誤りと思われる)

6. 委員会は、刑事施設視察委員会及び被収容者の不服審査に関する調査検討会等、拘禁施設の監督を向上する目的で、暴行の再発を防止する新しいメカニズムが設置されたことに留意する。また、委員会は、留置施設視察委員会を2007年6月に設置する旨の発表を歓迎する。

7. 委員会は、人権基準並びに行動科学及び心理学を含むようになった刑事施設職員を対象とした研修カリキュラム及び実務に関する法務省矯正局の活動を歓迎する。

8. また委員会は、人身取引対策のために締約国がとった行動、特に2004年12月に人身取引対策行動計画が策定されたこと、及び人身取引対策として刑法や出入国管理及び難民認定法に関連する規定が改正されたことを歓迎する。

9. 委員会は、報告作成の枠組みで締約国が市民社会と協議を行ったことを歓迎する。

C. 主な懸念事項及び勧告

拷問の定義

10. 委員会は、条約第1条に規定する「拷問」と形容し得るすべての行為が日本の刑事法下で犯罪として処罰し得ると締約国は主張するものの、条約第1条に規定する拷問の定義は依然として締約国の刑法に含められていないことを、懸念をもって留意する。特に、委員会は、条約の定義に基づく「精神的拷問」が刑法第195条及び第196条の下で明確には定義されておらず、例えば脅迫といった「精神的拷問」に関連する行為に対する処罰は十分ではないことを懸念する。また、委員会は、日本の法律は、例えば自衛隊員及び入管職員等、あらゆる職種の公務員、公的資格で行動する個人、又は、公務員若しくはその他の公的資格で行動する個人の扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下で行動する個人を対象としていないことを懸念する。

締約国は、条約第1条に含まれる拷問の定義を、適当な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で、国内法に取り込むべきである。

条約の国内適用

11. 委員会は、条約の直接適用性に関する情報、特に、国内裁判所による条約適用の具体例、及び戦時における条約の適用に関する情報が欠けていたことを遺憾とする。

締約国は、国内裁判所による条約の直接適用を確保するためにとった措置に関する情報を、事例と共に委員会に提供すべきである。締約国は、戦時における条約の適用に関する情報も提供すべきである。

時効

12. 委員会は、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に対して時効が適用されることを懸念をもって留意する。委員会は、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に時効を適用することは、このような重大な犯罪の捜査、訴追、及び処罰を妨げ得るものであると懸念する。特に、委員会は、第二次世界大戦中に軍の性的奴隷の被害者となったいわゆる「慰安婦」によって提訴された案件が、時効に関連する理由をもって棄却されたことを遺憾とする。

締約国は、拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び不当な取扱いに当たる行為が時間の制限なく、捜査、訴追及び処罰の対象となるよう、時効に関する規則及び規定を見直し、それらを条約上の義務に完全に一致させるべきである。

司法の独立

13. 委員会は、司法の独立のレベルが十分ではないこと、特に裁判官の任期及び必要な保障が設けられていないことを懸念する。

締約国は、司法の独立強化のため、特に裁判官の任期の保障を確保するために、あらゆる必要な措置をとるべきである。

ノン・ルフールマンの原則

14. 委員会は、締約国の国内法の特定の規定及び締約国の運用が条約第3条に適合していないこと、及び特に以下の諸事項について懸念する。

a) 2006年に改正された出入国管理及び難民認定法が、拷問の危険性のある国への退去強制を明示的に禁止していないこと、また、二次的な審査を行う当局が、条約第3条の適用について制度的に調査するようになっていないこと。

b) 難民認定申請を二次的に審査する独立機関が欠如していること。

c) 上陸防止施設及び入管収容センターにおける収容の状況について、暴行、退去強制のための身体拘束装置の非合法的使用、虐待、性的嫌がらせ、適切な医療措置へのアクセスの欠如に関し、数々の申立てがあること。特に、委員会は、入管収容センターにおける不当な取扱いとして認められた事案が今日まで1件のみであることを懸念する。

d) 入管収容センター及び上陸防止施設に独立した監視制度が存在しないこと、特に、入管職員による侵害があった場合に被収容者が不服を申し立てる独立機関が欠如していること。また、委員会は、第三者的立場にある難民審査参与員の任命基準が公表されていないことを懸念する。

e) 法務省が、難民認定申請者に対して最初の申請段階において法的代理人を選ぶ権利を

認めていないこと、及び政府の法律扶助は非居住者には事実上制限されていることに照らし、入管職員が下した決定を二次的に審査する独立機関が存在しないこと。

f) 司法による審査の機会を与えることが、すべての庇護申請者に対して十分に保障されている訳ではないこと、及び行政手続終了後直ちに退去強制が執行されたとの申立てがあること。

g) 庇護申請の却下から退去強制までの間、庇護申請者が不当に長期間収容されていること、特に、期間の定めなく長期に収容されている事案があるとの報告。

h) 2006年の入管法改正において設けられた仮滞在許可制度が厳格であって限られた効果しかないこと。

締約国は、外国人移住者の収容及び退去強制に関するあらゆる措置及び運用が、条約第3条に完全に適合するよう確保すべきである。特に、締約国は、退去強制対象者が拷問を受けるおそれがあると信じるに足る相当な根拠がある国への退去強制を明確に禁止し、庇護申請を二次的に審査する独立機関を設置すべきである。締約国は、庇護申請及び退去強制手続において適正な手続を確保すべきであり、また、入管収容施設における取扱いに関する不服申立てを二次的に審査する独立機関を、遅滞なく設置すべきである。締約国は、退去強制を待つまでの収容期間の長さに期限を設けるべきであり、特に脆弱な立場の人々についてはそうすべきである。また、退去強制令書発付後における収容の要件に関する情報を公開すべきである。

代用監獄（代用の監獄における拘禁制度）

15. 委員会は、代用監獄という監獄の代用制度が、裁判所に出頭後、起訴に至るまで、被逮捕者を長期にわたって勾留しておくために、広範かつ組織的に利用されていることを深く懸念する。この制度は、被留置者の勾留及び取調べに関する手続上の保障が十分でないこととも相まって、被留置者の権利が侵害される可能性を増加させ、また、無罪の推定、黙秘権及び防御権といった諸原則が事実上尊重されないようになる可能性がある。特に、委員会は、以下の事項につき深刻に懸念する：

a) 過度に多数の人々が、捜査中及び起訴に至るまでの間、特に捜査段階における取調べが行なわれている間、拘置所ではなく留置施設に勾留されていること。

b) 捜査機能と留置機能が十分に分離されていないため、捜査員が被留置者の護送にかかわり、その後、同案件の捜査の担当となる可能性があること。

c) 留置施設は長期にわたる勾留に使用するには不適當であること、また、被留置者に対して、適切かつ迅速な医療措置が施されていないこと。

d) 公判前に留置施設に勾留される期間が、起訴前で、一事案につき最大で23日にも及び得ること。

e) 留置施設における公判前勾留に関して、裁判所が勾留状を発付する件数が非常に多いことから分かるように、司法による効果的な監督や裁判所による審査が行われていない